

其出張する中備の給金・旅費及宿泊料は親方負担  
に受取之は給金の函着金に上之を差控へて  
欠給金以外ノ職士に使用せざること

他ノ部内ノ職士に送技術上不能等ノ場合他府等より  
雇入ししときも其薪金賃工如令ノ予メ請願ヲ求むべし  
七 労働時間中受傷ノ場合

労災法に於て通用ノ受テ其ノ他ノ一ニ該意ヲ以テ解  
決せんべし

八 現在受取之より九月十五日以後事業書より次ノ基  
二ノ一ノス